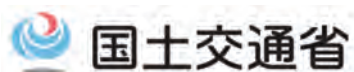


情報提供

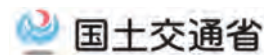
令和3年8月

国土交通省 九州地方整備局 技術管理課



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1



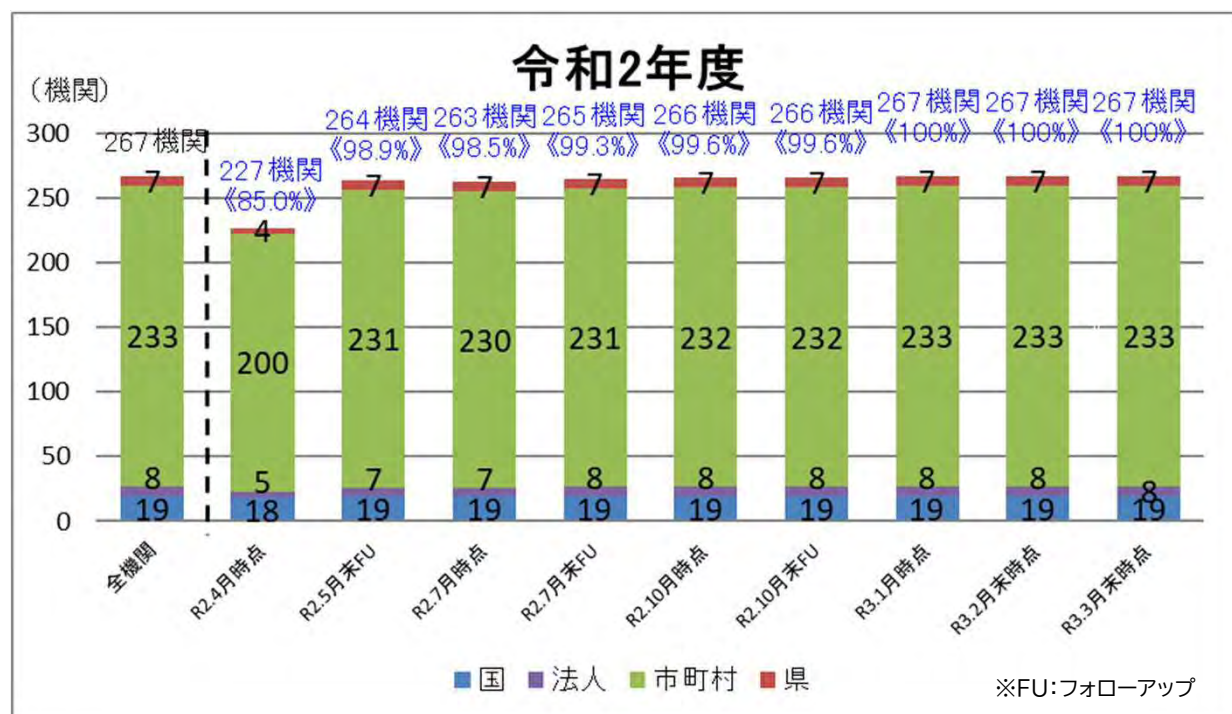
- | | |
|----------------------------|-------|
| 1. 発注情報の一元化 | P 3 |
| 2. 総合評価落札方式の実施状況 | P 4 |
| 3. 国土交通省登録資格について | P 6 |
| 4. 災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン | P 1 8 |

九州ブロックにおける発注情報の一元化について

【九州ブロックでの取り組み】

○九州ブロックでは、九州ブロック発注者協議会において、各発注機関の発注見通しの全容が把握できるように、平成29年度より「発注見通しの一元化」を実施。【H29.4.25 ～】

【掲載機関の推移】

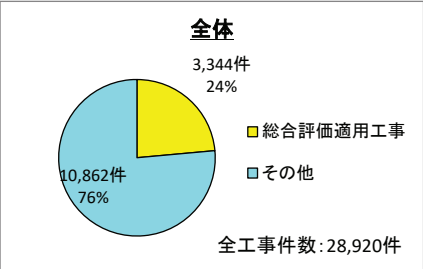


総合評価落札方式の実施状況(令和2年度実績及び令和3年度実績(見込み))

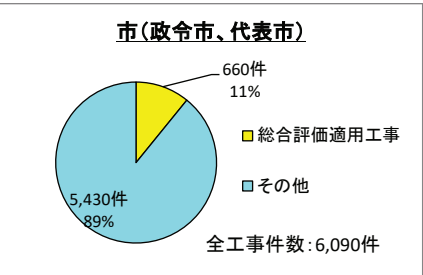
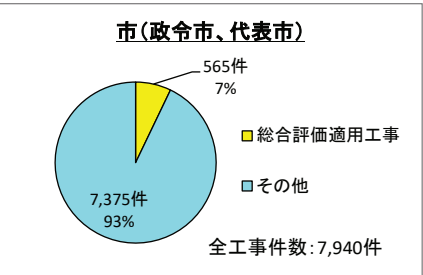
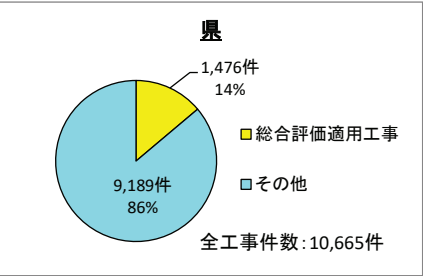
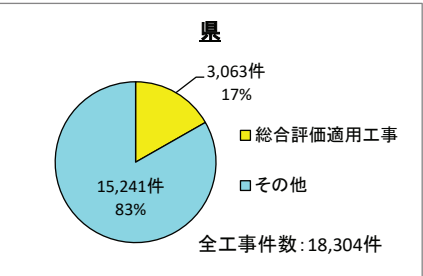
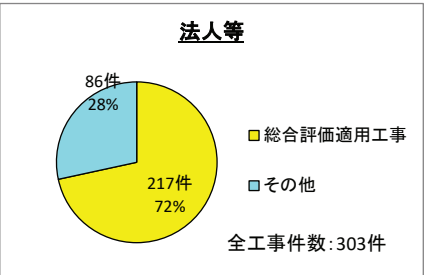
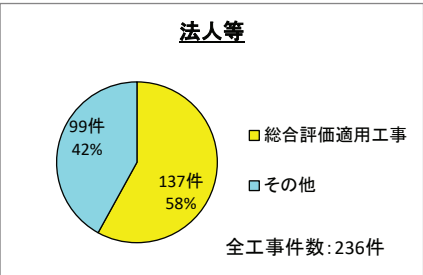
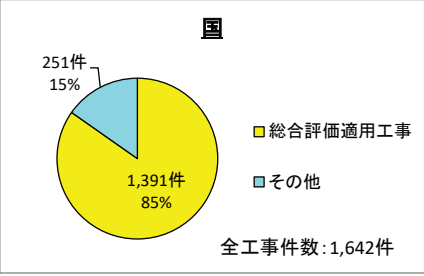
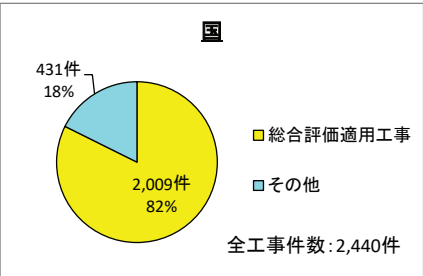
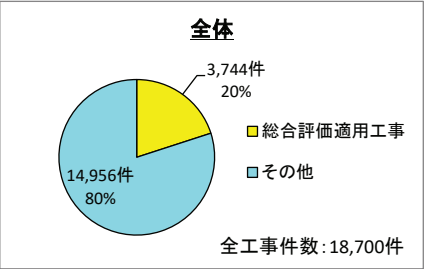
◆全工事件数(※随意契約を除く)のうち、総合評価適用工事の割合

発注※ 機関	令和2年度実績			令和3年度実績(見込み)		
	全工事(件)	総合評価 適用工事(件)	総合評価 適用率(%)	全工事(件)	総合評価 適用工事(件)	総合評価 適用率(%)
国	2,440件	2,009件	82%	1,642件	1,391件	85%
法人等	236件	137件	58%	303件	217件	72%
県	18,304件	3,063件	17%	10,665件	1,476件	14%
市	7,940件	565件	7%	6,090件	660件	11%
全体	28,920件	5,774件	20%	18,700件	3,744件	20%

【令和2年度】



【令和3年度】



※発注機関について

国： 警察庁九州管区警察局、財務省九州財務局、福岡財務支局、門司税関、長崎税関、国税庁福岡国税局、国税庁熊本国税局、農林水産省九州農政局、林野庁九州森林管理局、経済産業省九州経済産業局、国土交通省九州地方整備局、九州運輸局、大阪航空局、海上保安庁第七管区海上保安本部、海上保安庁第十管区海上保安本部、環境省九州地方環境事務所、防衛省九州防衛局、福岡高等裁判所

法人等： 西日本高速道路株式会社九州支社、(独)国立文化財機構九州国立博物館、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構(独)都市再生機構九州支社、(独)水資源機構、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構、日本下水道事業団九州総合事務所、福岡北九州高速道路公社

市： 北九州市、福岡市、熊本市、久留米市、佐賀市、長崎市、八代市、大分市、宮崎市、薩摩川内市、鹿児島市(九州ブロック発注者協議会の構成員となっている政令市、代表市)

◆公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成26年6月4日 改正)より抜粋(基本理念)

第3条

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

国土交通省登録資格を活用していただくために



国土交通省登録資格制度は、国や地方公共団体等が発注する公共工事に関する調査（点検・診断を含む）及び設計等の業務において、民間団体等が運営する資格の活用を図るものです。これにより、発注業務の品質向上と資格保有技術者の活躍の機会拡大等が期待されます。

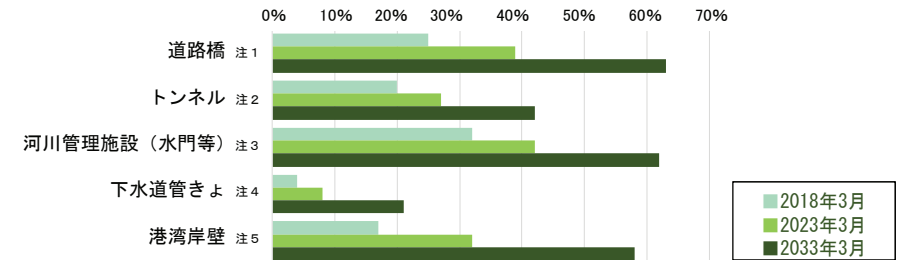
INDEX

1. 国土交通省登録資格制度の背景
2. 計画・調査・設計、維持管理分野での活用
3. 328資格に延べ18万人の資格保有者
4. 登録資格による品質の高い成果
5. 発注業務における登録資格の活用事例
6. 国土交通省登録資格一覧

1 国土交通省登録資格制度の背景

我が国では、今後急速に老朽化する高度経済成長期に集中的に整備された社会資本ストックの維持管理・更新や技術者の減少等、社会資本の品質の確保について大きな課題を抱えており、これに的確に対応していくためには、その担い手を中長期的に育成し、将来にわたり確保することが強く求められています。

社会資本の老朽化の現状と将来予測
(建設後50年以上経過する社会資本の割合)



出典）国土交通省ホームページ「インフラメンテナンス情報」（平成26年度情報）より作成

- 注1 約73万橋（橋長2m以上の橋）。建設年度不明橋梁の約23万橋については、割合の算出にあたり除いている。
- 注2 約1万1千本。建設年度不明トンネルの約400本については、割合の算出にあたり除いている。
- 注3 約1万施設、国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。（50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。）
- 注4 総延長：約47万km。建設年度が不明な約2万kmを含む。（30年以内に布設された管きよについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。）
- 注5 約5千施設（水深-4.5m以深）。建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。



このような状況を背景に、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）を根拠に、国土交通省登録資格制度が創設されました。

- 社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会：「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」を取りまとめ
⇒社会資本の点検・診断に関する資格制度の確立について提言（平成25年12月）
- 平成26年6月法改正「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」
⇒公共工事に関する調査及び設計の品質確保の観点から、資格等の評価のあり方等について検討、必要な措置を講ずることを規定



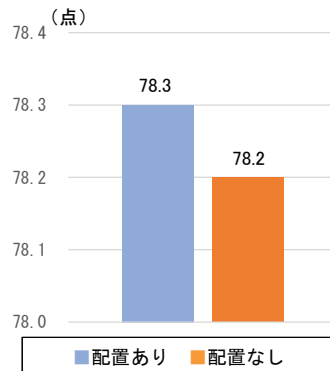
国土交通省登録資格制度を創設（平成26年度）

- ⇒民間団体等が運営する資格を活用することで、社会資本の建設、維持管理を担える技術者を確保
- ⇒技術者の技術研鑽を促すことで、点検・診断及び設計の品質を確保

4 登録資格による品質の高い成果

国土交通省直轄発注の点検・診断等業務の業務成績評定は、登録資格の有資格者を配置した場合、高い傾向にあります。

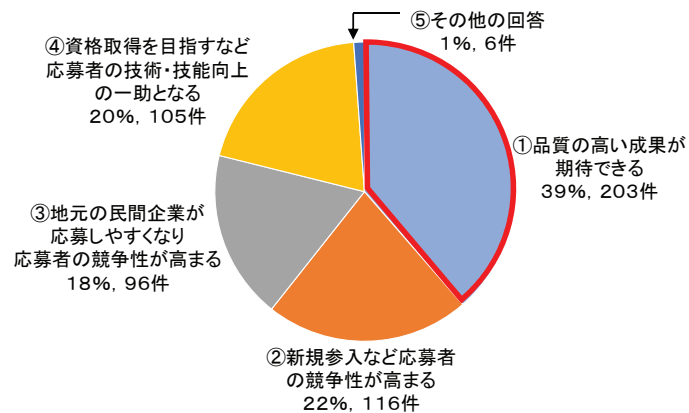
業務成績評定【平成27年度～令和元年度の平均】



出典) 北海道開発局、8 地方整備局、沖縄総合事務局発注の点検・診断等業務を対象
H27～H29は、入札参加時等の申請書類に記載された情報をもとに、業務成績評定が確認できた業務を対象に集計
H30～R1テクリス（業務実績情報データベース）のデータにより、業務成績評定が確認できた業務を対象に集計

登録資格制度を活用している都道府県・政令市では、登録資格を活用することで品質の高い成果が期待されています。

登録資格を活用することで期待する効果
回答者＝都道府県・政令市の発注部署（複数回答N＝526）

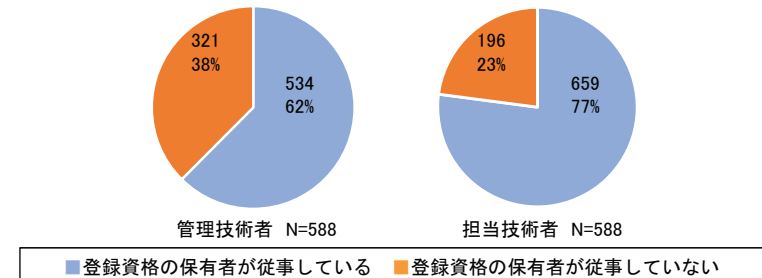


出典) 国土交通省データ
都道府県・政令市に対するアンケート調査結果（平成31年2月）

5 発注業務における登録資格の活用事例

国土交通省発注の点検・診断等業務における登録資格保有者の従事割合は、管理技術者・担当技術者ともに高い。

登録資格保有者の従事割合【令和元年度】



出典) テクリス（業務実績情報データベース）のデータにより、管理技術者、担当技術者の登録資格の保有状況を集計

国土交通省発注業務の入札（総合評価落札方式等）では、予定管理技術者の要件として「国土交通省登録技術者資格」が位置づけられています。
発注業務の応募要件として、次のような記載例を参考に活用してください。

予定管理技術者については、下記に示す条件を満たす者であること。

- ①技術士
博士（※研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）
- ②国土交通省登録技術者資格
- ③上記以外のもの（国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの）

出典)「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成31年3月一部改定)
<http://www.mlit.go.jp/common/001287887.pdf>

国土交通省発注業務の入札（総合評価落札方式等）では、技術力の評価において、登録資格を有する技術者を配置する場合に加点評価しています。
発注業務の応募者の技術力の評価にあたっては、次のような評価例を参考に活用してください。

○管理技術者の評価（例）

①国家資格・技術士	3点
②国土交通省登録資格	2点
③上記以外の民間資格	1点

○担当技術者の評価（例）

①国家資格・技術士	2点
②国土交通省登録資格	2点
③上記以外の民間資格	1点

出典)「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成31年3月一部改定)
<http://www.mlit.go.jp/common/001287887.pdf>

6 国土交通省登録資格一覧

令和3年2月までの登録資格

国土交通省登録資格は次のとおりです。

点検・診断等業務に活用できる資格 資格付与事業者名の50音順

道路部門(橋梁(鋼橋)):36資格

資格付与事業者名	業務 点 診	登録資格名
公益財団法人青森県建設技術センター	● ●	橋梁AM点検士(道路部門)
国立大学法人愛媛大学	● ●	四国社会基盤メンテナンスエキスパート
一般財団法人橋梁調査会	● ●	道路橋点検士
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	● ●	道路橋点検士補
公益財団法人高速道路調査会	● ●	RCCM(鋼構造及びコンクリート)
独立行政法人国立高等専門学校機構	● ●	高速道路点検士(土木)
一般財団法人首都高速道路技術センター	● ●	高速道路点検診断士(土木)
職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会	● ●	橋梁点検技術者
国立大学法人東海国立大学機構	● ●	都市道路構造物点検技術者
	● ●	土木設計技士
	● ●	社会基盤メンテナンスエキスパート
	● ●	橋梁点検士
	● ●	橋梁診断士
	● ●	1級土木技術者(橋梁)コースB
	● ●	1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA
	● ●	1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB
	● ●	上級土木技術者(橋梁)コースB
	● ●	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA
	● ●	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB
	● ●	道守コース
	● ●	道守補コース
	● ●	特定道守(鋼構造)コース
	● ●	特定道守コース
一般社団法人日本鋼構造協会	● ●	土木鋼構造診断士
	● ●	土木鋼構造診断士補
一般社団法人日本橋造物診断技術協会	● ●	一級橋造物診断士
公益社団法人日本コンクリート工学会	● ●	二級橋造物診断士
一般社団法人日本非破壊検査工業会	● ●	コンクリート診断士
一般財団法人阪神高速道路技術センター	● ●	インフラ調査士橋梁(鋼橋)
ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	● ●	主任点検診断士
	● ●	点検診断士
国立大学法人山口大学	● ●	ふくしまME(基礎)
	● ●	ふくしまME(保全)
	● ●	社会基盤メンテナンスエキスパート山口

業務※の凡例 点:点検 診:診断
計:計画策定(維持管理) 設:設計(維持管理)

資格付与事業者名	業務 点 診	登録資格名
一般社団法人リベア会	● ●	建造物の補修・補強技士
琉球大学工学部附属地域創生研究センター	● ●	ブリッジインスペクター
合計	34 20	

道路部門(橋梁(コンクリート橋)):40資格

資格付与事業者名	業務 点 診	登録資格名
公益財団法人青森県建設技術センター	● ●	橋梁AM点検士(道路部門)
国立大学法人愛媛大学	● ●	四国社会基盤メンテナンスエキスパート
一般財団法人橋梁調査会	● ●	道路橋点検士
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	● ●	道路橋点検士補
公益財団法人高速道路調査会	● ●	RCCM(鋼構造及びコンクリート)
独立行政法人国立高等専門学校機構	● ●	高速道路点検士(土木)
一般財団法人首都高速道路技術センター	● ●	高速道路点検診断士(土木)
職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会	● ●	建造物保全技術者
国立大学法人東海国立大学機構	● ●	建造物保全上級技術者
	● ●	橋梁点検技術者
	● ●	都市道路構造物点検技術者
	● ●	土木設計技士
	● ●	社会基盤メンテナンスエキスパート
	● ●	橋梁点検士
	● ●	橋梁診断士
	● ●	1級土木技術者(橋梁)コースB
	● ●	1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA
	● ●	1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB
	● ●	上級土木技術者(橋梁)コースB
	● ●	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA
	● ●	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB
	● ●	道守コース
	● ●	道守補コース
	● ●	特定道守(コンクリート構造)コース
	● ●	特定道守コース
一般社団法人日本鋼構造協会	● ●	土木鋼構造診断士
	● ●	土木鋼構造診断士補
一般社団法人日本橋造物診断技術協会	● ●	一級橋造物診断士
公益社団法人日本コンクリート工学会	● ●	二級橋造物診断士
一般社団法人日本非破壊検査工業会	● ●	コンクリート診断士
一般財団法人阪神高速道路技術センター	● ●	インフラ調査士橋梁(鋼橋)
ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	● ●	主任点検診断士
国立大学法人山口大学	● ●	点検診断士
	● ●	ふくしまME(基礎)
	● ●	ふくしまME(保全)
	● ●	社会基盤メンテナンスエキスパート山口

地方公共団体のA市では、公募型プロポーザルの参加資格として「国土交通省登録技術者資格」の対象部門資格を活用しています。

A市B公園基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領(一部編集)

4. 参加資格

(7) 次に掲げるいずれかの資格等を有する者を、管理責任者として本業務に配置することができる者であること。

ア 技術士法(昭和58年法律第25号)の規定による建設部門「都市及び地方計画」に登録を受けている者

イ 技術士法(昭和58年法律第25号)の規定による総合技術管理部門「都市及び地方計画」に登録を受けている者

ウ RCCMの登録技術部門「造園」に登録を受けている者

エ 登録ランドスケープアーキテクト(RLA)の資格を有する者

オ 平成〇年度から〇年度までの間に、国または県の公園整備に係る設計業務の管理技術者として業務を完了した実績を有する者

国土交通省の土木設計業務等共通仕様書(案)においては、管理技術者、照査技術者の要件として「国土交通省登録技術者資格」が位置づけられています。一方で、都道府県の土木設計業務等共通仕様書に「国土交通省登録技術者資格」が記載されている割合は全体の45%となっています。

第1107条 管理技術者

- (略)
- (略)
- 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)、国土交通省登録技術者資格(資格が対象とする区分(施設分野等一業務)は特記仕様書による)、シビルコンサルティングマネージャー(以下、RCCMという)*、土木学会認定土木技術者(特別上級土木技術者、上級土木技術者、1級土木技術者)*等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。

※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外

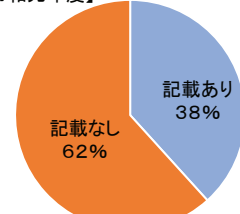
第1108条 照査技術者及び照査の実施

- (略)
- 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。
 - 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
 - 照査技術者は、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)、国土交通省登録技術者資格(資格が対象とする区分(施設分野等一業務)は特記仕様書による)、RCCM(業務に該当する登録技術部門)*、土木学会認定土木技術者(特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者)等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

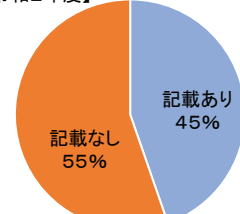
※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外

都道府県の土木設計業務等共通仕様書に「国土交通省登録技術者資格」の記載の有無

【令和元年度】



【令和2年度】



出典) 各都道府県のホームページより調べ

6 国土交通省登録資格一覧

令和3年2月までの登録資格

国土交通省登録資格は次のとおりです。

点検・診断等業務に活用できる資格 資格付与事業者名の50音順

道路部門(橋梁(鋼橋)):36資格

資格付与事業者名	業務 点 診	登録資格名
公益財団法人青森県建設技術センター	● ●	橋梁AM点検士(道路部門)
国立大学法人愛媛大学	● ●	四国社会基盤メンテナンスエキスパート
一般財団法人橋梁調査会	● ●	道路橋点検士
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	● ●	道路橋点検士補
公益財団法人高速道路調査会	● ●	RCCM(鋼構造及びコンクリート)
独立行政法人国立高等専門学校機構	● ●	高速道路点検士(土木)
一般財団法人首都高速道路技術センター	● ●	高速道路点検診断士(土木)
職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会	● ●	橋梁点検技術者
国立大学法人東海国立大学機構	● ●	都市道路構造物点検技術者
	● ●	土木設計技士
	● ●	社会基盤メンテナンスエキスパート
	● ●	橋梁点検士
	● ●	橋梁診断士
	● ●	1級土木技術者(橋梁)コースB
	● ●	1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA
	● ●	1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB
	● ●	上級土木技術者(橋梁)コースB
	● ●	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA
	● ●	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB
	● ●	道守コース
	● ●	道守補コース
	● ●	特定道守(鋼構造)コース
	● ●	特定道守コース
一般社団法人日本鋼構造協会	● ●	土木鋼構造診断士
	● ●	土木鋼構造診断士補
一般社団法人日本橋造物診断技術協会	● ●	一級橋造物診断士
公益社団法人日本コンクリート工学会	● ●	二級橋造物診断士
一般社団法人日本非破壊検査工業会	● ●	コンクリート診断士
一般財団法人阪神高速道路技術センター	● ●	インフラ調査士橋梁(鋼橋)
ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	● ●	主任点検診断士
国立大学法人山口大学	● ●	点検診断士
	● ●	ふくしまME(基礎)
	● ●	ふくしまME(保全)
	● ●	社会基盤メンテナンスエキスパート山口

業務※の凡例 点:点検 診:診断
計:計画策定(維持管理) 設:設計(維持管理)

資格付与事業者名	業務 点 診	登録資格名
一般社団法人リベア会	● ●	建造物の補修・補強技士
琉球大学工学部附属地域創生研究センター	● ●	ブリッジインスペクター
合計	34 20	

道路部門(橋梁(コンクリート橋)):40資格

資格付与事業者名	業務 点 診	登録資格名
公益財団法人青森県建設技術センター	● ●	橋梁AM点検士(道路部門)
国立大学法人愛媛大学	● ●	四国社会基盤メンテナンスエキスパート
一般財団法人橋梁調査会	● ●	道路橋点検士
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	● ●	道路橋点検士補
公益財団法人高速道路調査会	● ●	RCCM(鋼構造及びコンクリート)
独立行政法人国立高等専門学校機構	● ●	高速道路点検士(土木)
一般財団法人首都高速道路技術センター	● ●	高速道路点検診断士(土木)
職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会	● ●	建造物保全技術者
国立大学法人東海国立大学機構	● ●	建造物保全上級技術者
	● ●	橋梁点検技術者
	● ●	都市道路構造物点検技術者
	● ●	土木設計技士
	● ●	社会基盤メンテナンスエキスパート
	● ●	橋梁点検士
	● ●	橋梁診断士
	● ●	1級土木技術者(橋梁)コースB
	● ●	1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA
	● ●	1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB
	● ●	上級土木技術者(橋梁)コースB
	● ●	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA
	● ●	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB
	● ●	道守コース
	● ●	道守補コース
	● ●	特定道守(コンクリート構造)コース
	● ●	特定道守コース
一般社団法人日本鋼構造協会	● ●	土木鋼構造診断士
	● ●	土木鋼構造診断士補
一般社団法人日本橋造物診断技術協会	● ●	一級橋造物診断士
公益社団法人日本コンクリート工学会	● ●	二級橋造物診断士
一般社団法人日本非破壊検査工業会	● ●	コンクリート診断士
一般財団法人阪神高速道路技術センター	● ●	インフラ調査士橋梁(鋼橋)
ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	● ●	主任点検診断士
国立大学法人山口大学	● ●	点検診断士
	● ●	ふくしまME(基礎)
	● ●	ふくしまME(保全)
	● ●	社会基盤メンテナンスエキスパート山口

道路部門(橋梁(コンクリート橋)):40資格

資格付与事業者名	業務 点・診	登録資格名
一般社団法人日本構造物診断技術協会	● ●	一般構造物診断士
公益社団法人日本コンクリート工学会	● ●	二級構造物診断士
一般社団法人日本非破壊検査工業会	● ●	コンクリート診断士
一般社団法人日本非破壊検査工業会	● ●	インフラ調査士(橋梁(コンクリート橋))
一般財団法人阪神高速道路技術センター	● ●	主任点検診断士
ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	● ●	点検診断士
ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	● ●	ふくしまME(基礎)
ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	● ●	ふくしまME(保全)
公益社団法人プレストレストコンクリート工学会	● ●	コンクリート構造診断士
公益社団法人プレストレストコンクリート工学会	● ●	プレストレストコンクリート技士
国立大学法人山口大学	● ●	社会基盤メンテナンスエキスパート山口
一般社団法人リペア会	● ●	構造物の補修・補強技士
琉球大学工学部附属地域創生研究センター	● ●	ブリッジインスペクター
合計	37 22	

道路部門(トンネル):22資格

資格付与事業者名	業務 点・診	登録資格名
国立大学法人愛媛大学	● ●	四国社会基盤メンテナンスエキスパート
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	● ●	RCCM(トンネル)
公益財団法人高速道路調査会	● ●	高速道路点検士(土木)
公益財団法人高速道路調査会	● ●	高速道路点検診断士(土木)
一般財団法人首都高速道路技術センター	● ●	都市道路構造物点検技師
職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会	● ●	土木設計技士
国立大学法人東海国立大学機構	● ●	社会基盤メンテナンスエキスパート
公益社団法人土木学会	● ●	1級土木技術者(トンネル・地下)コースB
公益社団法人土木学会	● ●	上級土木技術者(トンネル・地下)コースB
国立大学法人長崎大学	● ●	道守コース
国立大学法人長崎大学	● ●	道守補コース
国立大学法人長崎大学	● ●	特定道守コース
国立大学法人長崎大学	● ●	特定道守(トンネル)
国立大学法人長崎大学	● ●	道守(トンネル)
公益社団法人日本コンクリート工学会	● ●	コンクリート診断士
一般社団法人日本非破壊検査工業会	● ●	インフラ調査士(トンネル)
一般財団法人阪神高速道路技術センター	● ●	主任点検診断士
一般財団法人阪神高速道路技術センター	● ●	点検診断士
ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	● ●	ふくしまME(基礎)
ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	● ●	ふくしまME(防災)
公益社団法人プレストレストコンクリート工学会	● ●	コンクリート構造診断士
国立大学法人山口大学	● ●	社会基盤メンテナンスエキスパート山口
合計	20 14	

道路部門(道路土工構築物(土工)):15資格

資格付与事業者名	業務 点・診	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	● ●	RCCM(地質)
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	● ●	RCCM(土質及び基礎)
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	● ●	RCCM(道路)
一般社団法人全国特定法面保護協会	● ●	RCCM(施工計画・施工設備及び積算)
一般社団法人日本アンカー協会	● ●	のり面施工管理技術者資格
一般財団法人阪神高速道路技術センター	● ●	グラウンドアンカー施工士
国立大学法人東海国立大学機構	● ●	主任点検診断士
国立大学法人東海国立大学機構	● ●	点検診断士
国立大学法人東海国立大学機構	● ●	社会基盤メンテナンスエキスパート
公益社団法人土木学会	● ●	1級土木技術者(地盤・基礎)コースA
公益社団法人土木学会	● ●	1級土木技術者(地盤・基礎)コースB
公益社団法人土木学会	● ●	上級土木技術者(地盤・基礎)コースA
公益社団法人土木学会	● ●	上級土木技術者(地盤・基礎)コースB
ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	● ●	ふくしまME(基礎)
ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	● ●	ふくしまME(防災)
合計	15 11	

道路部門(道路土工構築物(シェッド・大型カルバート等)):9資格

資格付与事業者名	業務 点・診	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	● ●	RCCM(鋼構造及びコンクリート)
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	● ●	RCCM(道路)
公益社団法人土木学会	● ●	1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA
公益社団法人土木学会	● ●	1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB
公益社団法人土木学会	● ●	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA
公益社団法人土木学会	● ●	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB
公益社団法人日本コンクリート工学会	● ●	コンクリート診断士
公益社団法人プレストレストコンクリート工学会	● ●	コンクリート構造診断士
ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	● ●	ふくしまME(防災)
合計	9 7	

道路部門(舗装):8資格

資格付与事業者名	業務 点・診	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	● ●	RCCM(道路)
国立大学法人東海国立大学機構	● ●	社会基盤メンテナンスエキスパート
一般社団法人日本道路建設業協会	● ●	舗装診断士
一般社団法人日本非破壊検査工業会	● ●	インフラ調査士付帯施設
一般財団法人阪神高速道路技術センター	● ●	主任点検診断士
一般財団法人阪神高速道路技術センター	● ●	点検診断士
ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	● ●	ふくしまME(基礎)
ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	● ●	ふくしまME(保全)
合計	8 6	

道路部門(小規模附属物):5資格

資格付与事業者名	業務 点・診	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	● ●	RCCM(施工計画・施工設備及び積算)
一般社団法人全国道路標識・標示業協会	● ●	道路標識点検診断士
一般社団法人日本非破壊検査工業会	● ●	インフラ調査士付帯施設
一般財団法人阪神高速道路技術センター	● ●	主任点検診断士
一般財団法人阪神高速道路技術センター	● ●	点検診断士
合計	5 4	

河川部門(堤防・河道):4登録資格

資格付与事業者名	業務 点・診	登録資格名
一般財団法人河川技術者教育振興機構	● ●	河川技術者資格(河川維持管理技術者)
一般財団法人河川技術者教育振興機構	● ●	河川技術者資格(河川点検士)
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	● ●	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	● ●	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)
合計	4	

砂防部門(砂防設備):2登録資格

資格付与事業者名	業務 点・診	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	● ●	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)
公益社団法人砂防学会	● ●	砂防・急傾斜管理技術者
合計	2	

砂防部門(地すべり防止施設):2登録資格

資格付与事業者名	業務 点・診	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	● ●	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)
一般社団法人斜面防災対策技術協会	● ●	地すべり防止工事士
合計	2	

砂防部門(急傾斜地崩壊防止施設):3登録資格

資格付与事業者名	業務 点・診	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	● ●	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)
公益社団法人砂防学会	● ●	砂防・急傾斜管理技術者
一般社団法人斜面防災対策技術協会	● ●	地すべり防止工事士
合計	3	

海岸部門(海岸堤防等):6登録資格

資格付与事業者名	業務 点・診	登録資格名
一般財団法人沿岸技術研究センター	● ●	海洋・港湾構造物維持管理士
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	● ●	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)
公益社団法人土木学会	● ●	1級土木技術者(海岸・海洋)コースB
公益社団法人土木学会	● ●	1級土木技術者(流域・都市)コースA
公益社団法人土木学会	● ●	上級土木技術者(海岸・海洋)コースB
公益社団法人土木学会	● ●	上級土木技術者(流域・都市)コースA
合計	6	

下水道部門(下水道管路施設):2登録資格

資格付与事業者名	業務 点・診	登録資格名
公益社団法人日本下水道管路管理業協会	● ●	下水道管路管理専門技士調査部門
公益社団法人日本下水道管路管理業協会	● ●	下水道管路管理主任技士
合計	1 1	

港湾部門(港湾施設):7登録資格

資格付与事業者名	業務 点・診	登録資格名
一般財団法人沿岸技術研究センター	● ●	海洋・港湾構造物維持管理士
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	● ●	海洋・港湾構造物設計士
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	● ●	RCCM(港湾及び空港)
合計	2 2 3	

空港部門(空港施設):1登録資格

資格付与事業者名	業務 点・診	登録資格名
一般財団法人港湾空港総合技術センター	● ●	空港土木施設点検評価技士
合計	1	

都市公園部門(公園施設(遊具)):4登録資格

資格付与事業者名	業務 点・診	登録資格名
一般社団法人日本公園施設業協会	● ●	公園施設点検管理士
一般社団法人日本公園施設業協会	● ●	公園施設点検技士
合計	2 2	

土木機械設備部門(土木機械設備):2登録資格

資格付与事業者名	業務 点・診	登録資格名
一般社団法人河川ポンプ施設技術協会	● ●	1級ポンプ施設管理技術者
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	● ●	RCCM(機械)
合計	2	

計画・調査・設計業務に活用できる登録資格 資格付と事業者名の50音順

業務※の凡例 計：計画 調：調査 設：設計

河川、砂防及び海岸・海洋部門(河川・ダム)：3資格

資格付と事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)
公益社団法人土木学会	●	1級土木技術者(河川・流域)コースB
	●	上級土木技術者(河川・流域)コースB
合計	3	

河川、砂防及び海岸・海洋部門(砂防)：2資格

資格付と事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)
公益社団法人砂防学会	●	砂防・急傾斜管理技術者
合計	2	

河川、砂防及び海岸・海洋部門(地すべり対策)：2資格

資格付と事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)
一般社団法人斜面防災対策技術協会	●	地すべり防止工事士
合計	2	

河川、砂防及び海岸・海洋部門(急傾斜地崩壊等対策)：3資格

資格付と事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)
公益社団法人砂防学会	●	砂防・急傾斜管理技術者
一般社団法人斜面防災対策技術協会	●	地すべり防止工事士
合計	3	

河川、砂防及び海岸・海洋部門(海岸)：11資格

資格付と事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般財団法人沿岸技術研究センター	●	海洋・港湾構造物設計士
一般社団法人海洋調査協会	●	港湾海洋調査士(土質・地質調査)
	●	港湾海洋調査士(深淺測量)
	●	港湾海洋調査士(危険物探査)
	●	港湾海洋調査士(気象・海象調査)
	●	港湾海洋調査士(環境調査)
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)
	●	1級土木技術者(海岸・海洋)コースB
公益社団法人土木学会	●	1級土木技術者(流域・都市)コースA
	●	上級土木技術者(海岸・海洋)コースB
	●	上級土木技術者(流域・都市)コースA
合計	6	10

港湾及び空港部門(港湾)：14資格

資格付と事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般財団法人沿岸技術研究センター	●	海洋・港湾構造物設計士
一般社団法人海洋調査協会	●	港湾海洋調査士(土質・地質調査)
	●	港湾海洋調査士(深淺測量)
	●	港湾海洋調査士(危険物探査)
	●	港湾海洋調査士(気象・海象調査)
	●	港湾海洋調査士(環境調査)
	●	港湾海洋調査士(総合部門)
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(港湾及び空港)
一般財団法人日本水路協会	●	1級水路測量技術(沿岸)
	●	1級水路測量技術(港湾)
一般社団法人日本潜水協会	●	港湾潜水技士1級
	●	港湾潜水技士2級
	●	港湾潜水技士3級
	●	特別港湾潜水技士
合計	9	24

港湾及び空港部門(空港)：1資格

資格付と事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(港湾及び空港)
合計	1	

道路部門(道路)：6資格

資格付と事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(道路)
一般社団法人交通工学研究会	●	交通工学研究会認定TOE
公益社団法人土木学会	●	1級土木技術者(交通)コースA
	●	1級土木技術者(交通)コースB
	●	上級土木技術者(交通)コースA
	●	上級土木技術者(交通)コースB
合計	6	

道路部門(橋梁)：4資格

資格付と事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(鋼構造及びコンクリート)
	●	RCCM(土質及び基礎)
公益社団法人土木学会	●	1級土木技術者(橋梁)コースB
	●	上級土木技術者(橋梁)コースB
合計	4	

道路部門(トンネル)：3資格

資格付と事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(トンネル)
公益社団法人土木学会	●	1級土木技術者(トンネル・地下)コースB
	●	上級土木技術者(トンネル・地下)コースB
合計	3	

下水道部門(下水道)：1資格

資格付と事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(下水道)
合計	1	

造園部門(都市公園等)：2資格

資格付と事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(造園)
一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会	●	登録ランドスケープアーキテクト(略称:RLA)
合計	2	

都市計画及び地方計画部門(都市計画及び地方計画)：2資格

資格付と事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(都市計画及び地方計画)
一般社団法人都市計画コンサルタント協会	●	認定都市プランナー
合計	2	

建設機械部門(建設機械)：1資格

資格付と事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(機械)
合計	1	

土木機械設備部門(土木機械設備)：1資格

資格付と事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(機械)
合計	1	

建設電気通信部門(電気施設・通信施設・制御システム)：1資格

資格付と事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(電気電子)
合計	1	

地質・土質部門(地質・土質)：13資格

資格付と事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人海洋調査協会	●	港湾海洋調査士(土質・地質調査)
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(地質)
	●	RCCM(土質及び基礎)
一般社団法人斜面防災対策技術協会	●	地すべり防止工事士
一般社団法人全国地質調査業協会連合会	●	地質調査技士資格(現場技術・管理部門)
	●	地質調査技士資格(現場調査部門)
	●	地質調査技士資格(土壌・地下水汚染部門)
	●	応用地形判読士資格(応用地形判読士)
	●	応用地形判読士資格(応用地形判読士補)
公益社団法人土木学会	●	1級土木技術者(地盤・基礎)コースA
	●	1級土木技術者(地盤・基礎)コースB
	●	上級土木技術者(地盤・基礎)コースA
	●	上級土木技術者(地盤・基礎)コースB
合計	13	

地質・土質部門(宅地防災)：1資格

資格付と事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
地盤品質判定士協議会	●	地盤品質判定士
合計	1	

建設環境部門：5資格

資格付と事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般財団法人日本緑化センター	●	自然再生士
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(建設環境)
一般社団法人日本環境アセスメント協会	●	環境アセスメント士認定資格
公益財団法人日本生態系協会	●	1級ビオトープ施工管理士
	●	1級ビオトープ計画管理士
合計	5	

国土交通省登録資格制度については、国土交通省ホームページをご覧ください。

URL https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

国土省 登録資格

検索

問合せ先

国土交通省 大臣官房 技術調査課
TEL：03-5253-8220(直通)
国土交通省 大臣官房 公共事業調査室
TEL：03-5253-8258(直通)

2021.2版

災害復旧における入札契約方式の 適用ガイドライン

平成 29 年 7 月
(令和 3 年 5 月改正)

国 土 交 通 省

目次

1. 入札契約方式選定の基本的考え方	1
1-1 発注者の果たすべき役割	2
1-2 入札契約方式の選定の基本的な考え方	3
1-2-1 随意契約	4
1-2-2 指名競争入札	6
1-2-3 一般競争入札等	8
2. 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置	9
2-1 確実な施工確保、不調・不落対策	9
2-2 発注関係事務の効率化	11
2-3 復旧・復興工事の担い手の確保	11
2-4 迅速な事業執行	12
2-5 早期の復旧・復興に向けた取組	15
3. 地方公共団体との連携、地方公共団体の災害復旧における適用	17
3-1 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携	17
3-2 入札契約方式選定の考え方	18
3-3 発注関係事務に関する措置	18
3-4 事業実施体制の確保	18

1. 入札契約方式選定の基本的考え方

国土交通省が平常時に発注する工事においては、競争性や公正性の確保の観点等から、会計法令上の原則である一般競争方式を原則的に適用している。

しかしながら、近年頻発する災害時では、その復旧事業に係る工事や業務（測量・調査・設計等の業務をいう。以下同じ。）の発注において、随意契約や指名競争といった入札契約方式を適用するとともに、現地の状況に応じた措置を講じたうえで、平常時とは異なる入札契約方式を適切に選択することにより、早期の復旧に努めている。

本ガイドラインは、災害復旧や復興に当たっての入札契約方式の選定についての基本的な考え方等を整理したものであり、国土交通省が発注する災害復旧・復興事業においては、関係法令等に則るとともに、本ガイドラインの基本的考え方に基づき、適切な入札契約方式の適用等発注関係事務を行うこととする。

なお、入札契約方式の選定以外にも含む、災害発生時の入札・契約等に関する対応全般の基本的な留意事項は、「国土交通省直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応マニュアル」に示されているため、適宜参照することとする。

1-1 発注者の果たすべき役割

災害復旧・復興においても、発注者は、関係する法令等に則り、その役割を果たしていく必要がある。

まず、公共工事等の発注者として、公共工事の品質確保に関する基本理念や国等の責務等を定めた「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）に則ることとなる。品確法では、発注者等の責務として、現在及び将来にわたる公共工事の品質確保の観点から、予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準価格等の設定、適切な工期の設定や適切な設計変更の実施等の措置を講じることを規定しており、令和元年 6 月の改正では、緊急性に応じた随意契約等の選択、災害協定の締結・発注者間の連携、労災補償に必要な費用の予定価格への反映等が新たに規定された。

また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号）では、基本となるべき事項として、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保、公正な競争の促進等を規定している。

さらに、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図る「災害対策基本法」（昭和 36 年法律第 223 号）では、基本理念として、被害の最小化及びその迅速な回復、国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力の確保等を規定している。

発注者には、これら法令の趣旨を十分に踏まえた対応が求められるが、災害復旧・復興に当たっては、特に、地域の建設企業が、災害対応、除雪といった「地域の守り手」として重要な役割を担っていることを踏まえる必要があり、品確法においても、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保や、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制の整備が求められている。このため、災害復旧・復興事業における工事・業務の発注に当たっては、分離分割発注、地域に精通する企業の積極的な活用等の措置を適宜適切に講じる必要がある。

1-2 入札契約方式の選定の基本的な考え方

入札契約方式は、「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」（平成 27 年 5 月）等に基づき、事業プロセスの中で、必要な要素（契約方式、競争参加者の設定方法、落札者の選定方法、支払い方式）を適切に選択し、組み合わせて適用することが重要である。

災害時の復旧に当たっては、早期かつ確実に工事・業務を実施可能な者を短期間で選定し、作業に着手することが求められる。また、その上で透明性、公平性の確保に努めることが必要となる。

以上を踏まえ、災害復旧における入札契約方式の適用に当たっては、工事・業務の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、随意契約、指名競争の適用を検討することとし、契約相手の選定に当たっては、協定締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約相手が選定できるように努めるとともに、書面での契約を行う。

図 1-1 に、災害時における入札契約方式の選定の基本的な考え方を示す。災害復旧・復興事業は、災害が発生してから復興に至るまで、一般に、1）被害状況把握、2）応急復旧（仮復旧）、3）本復旧、4）復興の事業プロセスがある。発災直後の被害状況把握、応急復旧は、緊急度が高く、随意契約や、既契約の維持工事等を活用して速やかな実施が必要となる。また、本復旧段階において、構造物が有すべき機能・性能を回復していない場合、通常であれば被害を生じない程度の降雨や余震に対しても十分な警戒（避難や通行制限等）が必要となり、社会経済、住民生活に大きな制約が生じる。そのため、本復旧段階であっても、被害の最小化や社会経済、住民生活の回復等の至急の原状復帰の観点から、随意契約の適用が必要となる場合がある。

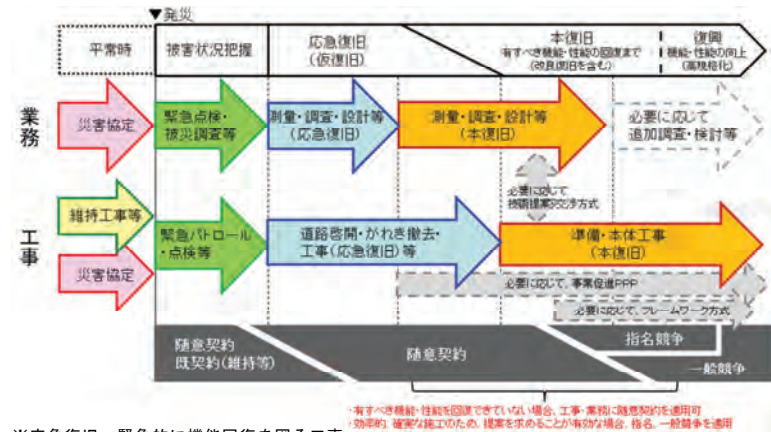


図 1-1 災害時における入札契約方式の選定の基本的な考え方

1-2-1 随意契約

（１）工事

発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、航路啓開、がれき撤去、流木撤去、漂流物撤去等の災害応急対策や、段差解消のための舗装修繕、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁等の港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁施設や学校施設の復旧等の緊急性が高い災害復旧に関する工事等は、被害の最小化や社会経済の回復等の至急の原状復帰の観点から、随意契約（会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第 4 項又は地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 等）を選択するよう努める。表 1-1 に随意契約を適用できる工事の例を示す。

契約の相手方の選定に当たっては、被災地における維持工事等の実施状況、災害協定の締結状況、企業の本支店の所在地の有無、企業の被災状況、近隣での施工実績等を勘案し、早期かつ確実な施工の観点から最も適した者を選定する。

また、必要に応じて、発注者が災害協定を締結している業界団体から会員企業に関する情報提供を受け、施工体制を勘案し契約相手を選定する方法の活用にも努める。

表 1-1 随意契約を適用できる工事の例

分類	工事
被害状況把握	緊急パトロール、緊急点検、観測設備設置 等
応急復旧	道路啓開、航路啓開、がれき撤去、土砂撤去、流木撤去、漂流物撤去、段差・亀裂解消のための舗装修繕、迂回路（仮橋含む）の設置、崩落防止のための仮支持や防護、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁等の港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁施設や学校施設の復旧 等
本復旧	近隣住民が頻繁な避難を余儀なくされる仮復旧状態の堤防復旧、余震による被害が懸念される橋梁や法面の復旧 等

（２）業務

緊急点検、災害状況調査、航空測量等、発災後の状況把握や、発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、航路啓開、がれき撤去、流木撤去、漂流物撤去等の災害応急対策や、段差解消のための舗装修繕、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁等の港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧等の緊急性が高い災害復旧に関する工事等に係る業務は、被害の最小化や社会経済の回復等の至急の原状復帰の観点から、随意契約（会計法第 29 条の 3 第 4 項又は地方自治法施行令第 167 条の 2 等）を選択するよう努める。表 1-2 に随意契約を適用できる業務の例を示す。

契約の相手方の選定に当たっては、災害地における業務の実施状況、災害協定の締結状況、企業の本支店の所在地の有無、企業の被災状況、近隣での業務実績等を勘案し、早期かつ確実な業務の履行の観点から最も適した者を選定する。

また、必要に応じて、発注者が災害協定を締結している業界団体から会員企業に関する情報提供を受け、履行体制を勘案し契約相手を選定する方法の活用にも努める。

表 1-2 随意契約を適用できる業務の例

分類	測量・調査・設計等業務
被害状況把握	緊急点検、災害状況調査、航空測量、観測機器設置 等
応急復旧	道路啓開、航路啓開、がれき撤去、土砂撤去、流木撤去、漂流物撤去、段差・亀裂解消のための舗装修繕、迂回路（仮橋含む）の設置、崩落防止のための仮支持や防護、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁等の港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁施設や学校施設の復旧等に係る業務
本復旧	近隣住民が頻繁な避難を余儀なくされる仮復旧状態の堤防復旧、余震による被害が懸念される橋梁や法面の復旧等に係る測量・調査・設計等業務

（３）適用に当たっての留意点

- 発注者と特定の業者との間に発生する特殊な関係をもって、単純に適用される可能性や、適正な価格によって行われるべき契約がややもすれば不適正な価格によって行われてしまうことが懸念されることに留意する。
- 契約事務の公正性を保持し、経済性の確保を図る観点から、発注する工事・業務ごとに技術の特殊性、経済合理性、緊急性等を客観的・総合的に判断する必要があることに留意する。

（４）関係法令

【会計法（抜粋）】

第 29 条の 3 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第 3 項及び第 4 項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

④ 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

【予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。抜粋）】

第 102 条の 4 各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

③ 契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合又は緊急の必要により競争に付することができない場合において、随意契約によろうとするとき。

1-2-2 指名競争入札

（１）工事

災害復旧に関する工事のうち、随意契約によらないものであって、労働力や資材・機材等の調達において、需給がひっ迫した環境で実施する工事、出水期や降雪期等の一定の期日までに復旧を完了させる必要がある工事など、契約の性質又は目的により競争に加わるべきものが少数で一般競争入札に付する必要があるものにあっては、指名競争入札（会計法第 29 条の 3 第 3 項又は地方自治法施行令第 167 条等）を選択するよう努める。

指名競争入札を行う際は、有資格者名簿の中から、本支店・営業所の所在地、同種・類似工事の施工実績、手持ち工事の状況、応急復旧工事の施工実績等を考慮して、確実な履行が期待できる者を指名する。その際、過去の指名及び受注の状況を勘案して特定の者に偏らないよう配慮する。また、指名基準の公表等を通じて、透明性・客観性・競争性を向上させ、発注者の恣意性を排除する必要があることに留意する。

なお、災害が発生した地域においては、同時期に多くの工事が発生することから、受注する業界の施工体制との間で需要と供給のバランスが課題となり、不調不落の発生が予測されるような場合、所定の期間内の調達の概要・条件等を示した上で、公募により選定した複数の企業（フレームワーク企業）に対して、災害復旧に係る個別工事を発注するフレームワーク方式を適用することが考えられる。

また、必要に応じて品質確保のため施工能力を評価する総合評価落札方式を適用す

る。

（２）業務

災害復旧に関する業務のうち、随意契約によらないものであって、労働力（技術者）や資材・機材等の調達において、需給がひっ迫した環境で実施する工事、出水期や降雪期等の一定の期日までに復旧を完了させる必要がある工事に係る業務など、契約の性質又は目的により競争に加わるべきものが少数で一般競争入札に付する必要があるものにあっては、指名競争入札（会計法第 29 条の 3 第 3 項又は地方自治法施行令第 167 条等）を活用するよう努める。

指名競争入札を行う際は、有資格者名簿の中から、本支店・営業所の所在地、同種・類似業務の実績、手持ち業務の状況、緊急調査の実施状況等を考慮して、確実な履行が期待できる者を指名する。その際、過去の指名及び受注の状況を勘案して特定の者に偏らないよう配慮する。また、指名基準の公表等を通じて、透明性・客観性・競争性を向上させ、発注者の恣意性を排除する必要があることに留意する。

なお、災害が発生した地域において同時期に多くの業務が発生することから、受注する業界の履行体制との間で需要と供給のバランスが課題となり、不調不落の発生が予測されるような場合、必要に応じて所定の期間内の調達の概要・条件等を示した上で、公募により選定した複数の企業（フレームワーク企業）に対して、災害復旧に係る個別業務を発注するフレームワーク方式を適用すること等が考えられる。

また、必要に応じて品質確保のため履行能力を評価する総合評価落札方式を適用する。

（３）関係法令

【会計法（抜粋）】

第 29 条の 3 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第 3 項及び第 4 項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

③ 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

【予算決算及び会計令（抜粋）】

第 102 条の 4 各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

① 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がある場合において、指名競争に付そうとするとき。

1-2-3 一般競争入札等

（１）工事

災害発生から復旧が進み、一定の入札契約期間が確保可能な内容と判断できる工事について、建設業者の状況も踏まえ適正な競争が可能な環境と判断できる場合には、競争性・公正性の確保の観点から、一般競争・総合評価落札方式等を適用する。入札参加要件の設定に当たっては、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、工事の経験及び工事成績や地域要件等を適切に設定するとともに、総合評価落札方式における施工能力の評価に当たっては、災害応急対策等の実績を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。また、競争参加者が比較的多くなることが見込まれる工事においては、手続期間を考慮した上で、必要に応じて、段階的選抜方式の活用に努める。

（２）業務

災害発生から復旧が進み、一定の入札契約期間が確保可能な内容と判断できる業務について、業務を行う企業の状況も踏まえ適正な競争が可能な環境と判断できる場合には、競争性・公正性の確保の観点から、一般競争・総合評価落札方式等を適用する。入札参加要件の設定に当たっては、業務の性格、地域の実情等を踏まえ、業務の経験及び業務成績や地域要件等を適切に設定するとともに、総合評価落札方式、プロポーザル方式等を採用する。

2. 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

被災の状況や地域の実情に応じて、発災後の状況把握に関する業務、災害応急対策や災害復旧に関する工事・業務の早期実施、発注関係事務の負担軽減、復旧・復興を支える担い手の確保等の観点から、災害の状況や地域の実情に応じて、発注関係事務に関して必要な措置を検討する必要がある。以下に、各災害復旧・復興事例をもとに目的別の措置の概要を整理する。

2-1 確実な施工・業務実施の確保、不調・不落対策

(1) 工事

1) 実態を踏まえた積算の導入

災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。遠隔地から労働力や資材・機材等を調達する必要がある場合など、発注準備段階において施工条件を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と当該条件が設計変更の対象となる旨も明示する。

災害復旧・復興による急激な工事量の増加により特定の地域において既存の積算基準類と実態に乖離が生じる場合には、不調・不落の発生状況を踏まえ、市場の変化を的確に把握し、必要に応じて復興係数や復興歩掛を設定又は活用する等、実態を踏まえた積算を実施するよう努める。また、必要に応じて不調随契の活用も検討する。

また、直轄工事の積算基準では、法定の労災保険料・法定外の労災保険の費用を現場管理費で計上することとしているように、作業中の二次災害等により負傷、疾病、障害又は死亡等の被害が発生した場合の損害を補償するための保険の経費についても計上するよう努める。

2) 指名競争入札におけるダンピング対策等〔対象：指名競争入札〕

災害復旧事例で指名競争入札が適用された工事の中には、低入札が発生している事例もある。低入札による受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながることも懸念されるとともに、平常時と同等とは言えない競争環境であることも想定されることがから、状況を丁寧に把握した上で、確実かつ円滑な履行ができる者のみを対象とする指名競争入札の適用等を検討する。

また、この場合において、価格により落札者を決定する指名競争入札を適用する際には、ダンピング行為が行われるおそれがあるとともに、ダンピング受注の横行により競争参加者が確保できなくなることも懸念され、確実かつ円滑な施工に支障を来すことも考えられることから、適正な施工体制を確保するための方策を講じる必要がある。この

ため、「品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について」（平成15年2月10日付け国官総第598号他）、「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」（平成18年4月14日付け国官総第33号他）等に基づき、発注者の監督・検査等の強化や受注者側技術者の増員の対象拡大等の措置を講じるとともに、「緊急公共工事品質確保対策について」（平成18年12月8日付け国官総第610号他）を踏まえ、必要に応じて、施工体制のみを技術面の評価項目とする施工体制確認型総合評価方式を適用する。

3) 前払金限度額の引き上げ

東日本大震災の事例では、被災地における復旧・復興工事の施工確保対策として、前払金限度額を従来の4割から5割に引き上げる特例措置を講じた。また、契約の締結に当たり被災によって時間的余裕がなく、詳細な積算が著しく困難な場合には、工事概要、契約金額（その時点で最低限確実に受注者に対して支払うことが明らかである額）、前払金の額等のみを記載した契約書を取り交わした上で前払金を支払う措置も講じられている。緊急復旧事業を円滑に実施するために必要となる人員・資機材の確保を図るため、速やかに受注者に前払金を支払うことは重要であり、実際の対応に当たっては、これらの事例も参考にしつつ、現地の状況等を踏まえ、本省と連携しながら適切な対応に努めることとする。

(2) 業務

1) 実態を踏まえた積算の導入

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的な見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。また、遠隔地から資材・機材の調達や技術者を確保する必要がある場合など、発注準備段階において作業条件等を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と当該条件が設計変更の対象となる旨も明示する。

また、作業中の二次災害等により負傷、疾病、障害又は死亡等を被った場合の損害を補償するための保険の経費についても計上するよう努める。

2) 指名競争入札におけるダンピング対策等〔対象：指名競争入札〕

低入札による受注は、業務の手抜き、再委託先へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながることも懸念されるとともに、平常時と同等とは言えない競争環境であることも想定されることがから、状況を丁寧に把握した上で、確実かつ円滑な履行ができる者のみを対象とする指名競争入札の適用等を検討する。

3)前払金の速やかな支払い

業務を円滑に実施するために必要となる労働力や資材・機材等の確保を図るため、速やかに受注者に前払金を支払うことは重要であり、東日本大震災の復旧事例等も参考にしつつ、現地の状況等を踏まえ、本省と連携しながら適切な対応に努めることとする。

2-2 発注関係事務の効率化

(1) 工事

一括審査方式は、一般競争入札の適用に当たり、施工地域が近接し、工事の内容等が同種であるなど、競争参加資格や総合評価方式の評価項目等を共通化できる複数工事を同時に公告し、技術審査・評価を一括して実施するものである。発注者・競争参加者双方の入札事務手続の負担軽減の観点に加え、特定の企業への受注の集中を回避し、技術者・資材が確保された施工体制を整えている複数の企業により確実かつ円滑な施工が行われる観点から、一括審査方式を積極的に活用する。

(2) 業務

発注者・競争参加者双方の入札事務手続の負担軽減の観点に加え、特定の企業への受注の集中を回避して、技術者が確保された履行体制を整えている複数の企業により確実かつ円滑な業務の履行が行われる観点から、一括審査方式を積極的に活用するよう努める。

2-3 復旧・復興工事の担い手の確保

(1) 共同企業体の活用

工事規模の大型化や事業量の急増により、単体での施工が可能な企業数が相対的に減少することも想定される場合には、必要に応じて地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することにより、その実施体制を安定確保するために結成される地域維持型建設共同企業体（以下「地域維持型 JV」という。）や事業協同組合等を活用するよう努める。地域維持型 JV の活用に当たっては、「直轄工事における地域維持型建設共同企業体の取扱い」（平成 24 年 6 月 27 日付け国地契第 18 号他）に基づくものとする。

復興事業では特定の地域において事業量が急増し、被災地域に所在する企業のみでは全ての復旧・復興工事を担うことが困難となることから、被災地域の建設企業と被災地域外の建設企業が共同企業体を結成して、復旧・復興工事を行う「復興 JV」制度を活用している事例もある。

これらの共同企業体の活用事例を参考としつつ、必要な施工体制の確保に努めることとする。

(2) 地域企業の参加可能額の拡大

復旧工事では、地域に精通した企業による施工が、円滑かつ早期の復旧に繋がる。ま

た、地域に精通した企業が積極的に復旧に携わることで、将来の地域の社会資本を支える企業を確保することにも繋がる。一方、事業量の増大に対して、限られた人員で対応するためには、発注ロットの大型化が求められる場合もある。このように担い手の確保とロットの大型化による早期の復旧の実現という双方の観点から、今後の等級別の発注の見通しも踏まえ、必要に応じて、等級ごとのバランスに配慮しつつ、地域企業が中心となる一般土木 C 等級企業の参加が可能な工事価格帯の上限を引き上げる措置を講じることとする。

2-4 迅速な事業執行

(1) 支出負担行為事務の委任範囲の拡大

災害発生時には、早期復旧の観点から、事務負担を軽減させつつ、地域に精通した企業を活用することが必要となり、発注ロットの大型化についても検討が必要となる場合がある。

今後の工事の見通しや施工能力のある企業の受注状況等も踏まえ、現場主導の事業執行の迅速性を向上させるため、必要に応じて、直轄工事において、予定価格 3 億円以下（北海道開発局を除く）の工事とされている分任支出負担行為担当官である事務所長が契約できる範囲を拡大する。

(2) 政府調達協定対象工事・業務における適用〔対象：随意契約・指名競争入札〕

政府調達協定その他の国際約束（以下「WTO 等」という。）対象工事は、「政府調達に関する協定」や「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和 55 年政令第 300 号。以下「特例政令」という。）、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」等に基づき手続を行う。平常時における WTO 等の対象となる工事・業務は、一般競争入札（公開入札）に付することが原則となるが、災害時、緊急性の高い復旧工事・業務は、政府調達に関する協定第 13 条を踏まえ、必要に応じて、随意契約（限定入札）や指名競争入札（選択入札）を適用し、早期復旧を行うものとする。

【政府調達に関する協定（抜粋）】

第4条 一般原則

（無差別待遇）

1 各締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達に関する措置について、他の締約国の物品及びサービスに対し並びに他の締約国の供給者であって締約国の物品及びサービスを提供するものに対し、即時にかつ無条件で、次の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

（a）国内の物品、サービス及び供給者

（b）当該他の締約国以外の締約国の物品、サービス及び供給者

（調達の実施）

4 調達機関は、対象調達を次の（a）から（c）までの要件を満たす透明性のある、かつ、公平な方法により実施する。

（a）公開入札、選択入札、限定入札等を用いた、この協定に適合する方法であること。

【政府調達に関する協定（抜粋）】

第8条 参加のための条件

1 調達機関は、調達への参加のためのいかなる条件も、供給者が当該調達を遂行するための法律上、資金上、商業上及び技術上の能力を有することを確保する上で不可欠なものに限定しなければならない。

2 調達機関は、参加のための条件を定めるに当たり、

（a）供給者が以前に特定の締約国の調達機関と1又は2以上の契約を締結したことを当該供給者が調達に参加するための条件として課してはならない。

（b）調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができる。

第13条 限定入札

1 調達機関は、次のいずれかの場合に限り、限定入札を用いること並びに第7条から第9条まで、第10条7から11まで、第11条、前条、次条及び第15条を適用しないことを選択することができる。ただし、当該調達機関が、供給者間の競争を避けることを目的として又は他の締約国の供給者を差別し、若しくは国内の供給者を保護するように、この1の規定を適用しないことを条件とする。

（d）調達機関の予見することができない事態によりもたらされた極めて緊急な理由のため、公開入札又は選択入札によっては必要な期間内に物品又はサービスを入手することができない場合において、真に必要なとき。

※下線部は、緊急性の高い復旧工事における限定入札の適用に係る規定

【国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（抜粋）】

第13条 各省各庁の長は、契約担当官等が特定調達契約につき随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合において随意契約によろうとするときは、この限りでない。

1～4 （略）

5 緊急の必要により競争に付することができない場合

※下線部は、災害復旧を理由とした随意契約適用時の財務協議の免除に係る規定

【公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画（抜粋）】

I 1 調達方式

工事及び設計・コンサルティング業務については、以下のとおり、国際的な視点も加味した透明・客観的かつ競争的な調達方式を採用する。ただし、安全保障に係る調達並びに緊急を要する場合及び秘密を要する場合等における調達については、これによらないことができる。

（1）工事一般競争方式の採用

（略）基準額以上の調達については、一般競争入札方式で行う。

※下線部は、緊急性の高い復旧工事における一般競争入札の適用除外に係る規定

（3）政府調達協定対象工事における手続日数の短縮〔対象：一般競争入札〕

WTO対象工事では、一般競争入札にあつては入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に官報により公告することとされているが、急を要する場合は、その期間を10日に短縮することも認められている。この規定を踏まえ、現地の状況を踏まえた適切な手続き期間の設定に努めることとする。

【特例政令（抜粋）】

第5条 契約担当官等が特定調達契約につき一般競争に付する場合における予決令第74条の規定の適用については、同条中「10日前」とあるのは「40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争については、24日前）」と、「官報、新聞紙、掲示その他の方法」とあるのは「官報」と、「5日」とあるのは「10日」と読み替えるものとする。

（参考）

予算決算及び会計令

（入札の公告）

第74条 契約担当官等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

※下線部は、緊急性の高い復旧工事における日数短縮の規定

2-5 早期の復旧・復興に向けた取組

（１）事業促進ＰＰＰ等

災害発生後、災害応急対策や災害復旧に関する工事・業務の実施方針の決定や災害査定申請書の作成、災害応急対策や災害復旧に関する工事の発注、監督など、一連の災害対応を迅速かつ確に実施するため、災害の規模や発注者の体制を勘案し、必要に応じて、事業促進ＰＰＰ^{※1}やCM方式^{※2}等による民間事業者のノウハウを活用するよう努める。

事業促進ＰＰＰは、事業促進を図るため、発注機関の職員が柱となり、官民がパートナーシップを組み、官民双方の技術者が有する情報・多様な知識・豊富な経験を融合させながら、事業全体計画の整理、業務の指導・調整等、地元及び関係行政機関等との協議、事業管理等、施工管理等を行う方式である。事業促進ＰＰＰは、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震の後、総延長が約380kmにも及ぶ三陸沿岸道路等の復興道路事業を円滑かつスピーディに実施するため、東北地方整備局が平成24年度から導入した事例がある。事業促進ＰＰＰでは、管理技術者、主任技術者（事業管理、調査設計、用地、施工の各専門家）、担当技術者からなる民間技術者チームと事務所チーム（監督官、係長、担当者）が一体となった体制を構築するのが特徴である。

事業促進ＰＰＰを適用する場合は、「国土交通省直轄の事業促進ＰＰＰに関するガイドライン」（平成31年3月。令和3年3月最終改正。）を参考にする。なお、国土交通省直轄の事業促進ＰＰＰに関するガイドラインは、技術職員を有する国土交通省の直轄事業への適用を想定している。そのため、地方公共団体の事業に適用する場合には、発注者の体制の状況に応じて、受注者が行う業務範囲等が異なることが考えられるため、適用に当たっては注意が必要である。

（２）技術提案・交渉方式

復旧・復興においては、緊急度が高く、プロジェクトの早い段階から施工者のノウハウが必要となる工事も想定される。このような特徴を有する工事では、早期の復旧・復興を実現するため、設計に施工者のノウハウを取り込む技術協力・施工タイプ等の技術提案・交渉方式の適用を積極的に検討する。なお、実施に当たっては、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」（平成27年6月。令和2年1月最終改正。）に基づくものとする。

なお、技術提案・交渉方式の技術協力・施工タイプにおいては、調査・設計段階から、施工者（優先交渉権者）が、調査・設計業務等に対する技術協力、地元及び関係行政機関との協議支援、近隣工事を含む工程確認等のマネジメント業務に関与でき、発注者、設計者、施工者が有する情報・知識・経験を融合させることができる。橋梁、トンネル、

※1 国土交通省直轄の事業促進ＰＰＰに関するガイドライン（平成31年3月。令和3年3月最終改正。）

※2 地方公共団体におけるピュア型CM方式活用ガイドライン（令和2年9月）

地すべり箇所等の主要な復旧対象物が明確な場合は、技術提案・交渉方式の活用に努める。

3. 地方公共団体との連携、地方公共団体の災害復旧・復興における適用

3-1 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ、災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種団体等と災害協定を締結する等の必要な措置を講ずるよう努める。災害協定の締結に当たっては、災害対応に関する工事及び業務の実施や費用負担、訓練の実施等について定める。また、必要に応じて、協定内容の見直しや標準化を進める。

災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧に当たっても地域内外の各発注者が、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、リエゾン、応援職員、権限代行等の活用について、必要な調整を図りながら協働で取り組む。復旧・復興の担い手となる地域企業等による円滑な施工確保対策についても、特定の発注者のみが措置を講じるのではなく、必要に応じて地域全体として取り組む。地域の状況を踏まえ、必要に応じて、発注機関や各種団体が円滑な施工確保のための情報共有や対応策の検討等を行う場を設置する。

3-2 入札契約方式選定の考え方

地方公共団体における災害復旧・復興に当たっては、入札契約方式の選定の考え方は、本ガイドラインの「1. 入札契約方式選定の基本的考え方」で示した内容を参考に対応することができる。ただし、1) 被害状況把握、2) 応急復旧、3) 本復旧、4) 復興からなる事業プロセスは、国土交通省直轄の比較的規模が大きい事業を想定したものであるため、地方公共団体の災害復旧で、工事・業務の規模が大きくない場合は、事業プロセスを細分化することなく、例えば、2) 応急復旧、3) 本復旧を一体的に実施することにより、効率的に実施することが考えられる。

また、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」を踏まえ、入札監視委員会等の活用など、入札契約手続の事後チェックにも留意し、入札及び契約の透明性・公正性の確保に努めること。

3-3 発注関係事務に関する措置

地方公共団体における災害復旧・復興に当たっては、発注関係事務に関する負担軽減等の措置は、本ガイドラインの「2. 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置」で示した内容を参考に対応することができる。

3-4 事業実施体制の確保

災害発生後、災害復旧の実施方針の決定や災害査定申請書の作成、災害復旧工事の発注、監督・管理など、一連の災害対応を迅速かつ的確に実施する必要があるが、地方公共団体によっては体制が脆弱であるなど、適切に対応できない可能性もある。このような場合、2-1 に示すように発注者間での連携を図りながら、2-5(1) で示した事業促進PPP等による民間事業者のノウハウ等の活用を検討することが望ましい。なお、事業促進PPPは、技術職員を有する国土交通省の直轄事業への適用を前提にガイドラインが整備されたものであるため、地方公共団体の事業に適用する場合には、発注者の体制等に応じて、受注者が行う業務内容の検討が必要となる。一方で、技術職員が一定数存在する地方公共団体等においては、体制等を考慮しながら、事業促進PPPの受注者が行う業務内容を見直しつつ、本ガイドラインを準用できる場合もある。

CM方式は、CMR（コンストラクション・マネージャ、CMの受注者）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って各種のマネジメント業務の全部又は一部を行うものであり、技術職員がいない又は著しく少ない発注者の支援や代わりをする目的で活用される方式であるが、マネジメント業務は、予算や品質と密接に関わるため、発注者が事業の各段階で必要な最終的な判断や決定を行うことが求められる。

地方公共団体の災害復旧・復興における体制確保に当たっては、発注者間の連携により必要な体制確保を図りながら、民間事業者のノウハウ等を活用することが重要であるほか、実施する事業分野や業務に精通する技術者を民間事業者から確保する上での工夫も必要となる。

なお、CM方式のうち、ピュア型CM方式（CMRが、設計・発注・施工の各段階において、マネジメント業務を行う方式）については、「地方公共団体におけるピュア型CM方式活用ガイドライン（令和2年9月）を参照できる。